

唐五代期における都頭について

伊 藤 宏 明

はじめに

一連の都將研究で述べてきたように、唐末五代期における軍將研究に関心を持つようになったのは、筆者が華中・華南の藩鎮研究を進める中で、軍將の実態について理解できない箇所が多々あったからである。特に九世紀後半に江南藩鎮で起こった軍乱のリーダーであった都將と、十国の一つである呉越建国の母体となった杭州八都の都將とをどのように理解したらよいのか、という疑問であった。前者は、藩鎮の指揮官であり、後者は、県・鎮規模の指揮官である。なぜ軍の組織も規模も違う指揮官を同じ名称で呼ぶのか、この違いをどう理解すればよいのかが軍將研究の動機であった。

この疑問に一定の応えを与えてくれたのが、胡三省の都將・都頭に関する見解である。胡氏によれば、都將とは、複数の軍を指揮する都知兵馬使を指し、都頭とも称するとし、また都頭とは、初期に於いては複数の軍を指揮する「総帥」であり、後になって一軍⁽¹⁾を指揮する「部帥」となったとする⁽²⁾。これを手がかりに両唐書・両五代史・『冊府元龜』・『資治通鑑』等の基本史料を比較分析したところ、都將とは、唐中期から五代期まで藩鎮・禁軍・行營管下の都知兵馬使、兵

馬使、都指揮使、指揮使、都虞候、軍使、鎮將、都頭などさまざまな軍職を指す一般的な総称であり、主に上級の軍職を指すことが分かった。さらに、都將は、唐末までは、主に都知兵馬使、兵馬使を指し、唐末から五代までは、主に都指揮使、指揮使を指すという时期的な変化が見られることも分かった。この変化は唐末から五代の時期に禁軍や藩鎮などでの軍制の再編があったことを予測させると結んだ。以上のことから、都將に関しては、胡三省が都將を都知兵馬使であるという理解だけでは不十分であるとし、江南藩鎮の都將は都知兵馬使・都指揮使相当の上級軍職であって、藩鎮の束ねとして複数の軍を指揮しており、藩帥につぐ地位にある者であり、一方、杭州八都の都將は鎮將と相当の軍職を指し、軍の末端の指揮官であるとし、両者は異なると結論づけた。その結果、従来、通説としていわれてきた江南藩鎮の都將が下級將校であり、その指揮のもとに起こった軍乱であるという理解は再検討の余地があるとした。⁽³⁾

こうした研究成果をもとに、本稿では、胡三省が指摘する都將⁽⁴⁾都頭、都頭⁽⁵⁾複数の軍隊を指揮する「総帥」或いは一軍を指揮する「部帥」を、都頭の視点から再検討しようとするものである。言い換えるならば、都頭は、都將と全く同じものなのか、都頭にも都將と同じような时期的変化が見られるのかを再検討してみたい。既に都將に関する論文の中で都頭について触れたが、⁽⁴⁾都將を中心に論を進めた関係上、史料面でも分析面でも不十分であったので、この点を含めて改めて論を進めるつもりである。⁽⁵⁾

次に都頭に関する従来の研究であるが、張国剛「唐代藩鎮軍將職級考略」⁽⁶⁾と鄭炳林・馮培紅「晚唐五代宋初歸義軍政權中都頭一職考辨」⁽⁷⁾を挙げることができる。前者は、唐代の都頭とは藩鎮・支州駐留軍・行營管下の都知兵馬使の総称であって、正式な軍職名ではないとし、また特例として都頭が出征・鎮戍の指揮官の職名を指す場合があるとする。これに対して後者は、張氏の見解を継承して、新たな指摘をする。すなわち敦煌文書史料を中心に分析して、敦煌歸義軍時期に現れる都頭を、(1)節度使府衙内の都頭 (2)地方州軍鎮内の都頭 (3)外交使節団内の都頭 (4)郷団社邑内の都頭の四つに類

型化し、都頭とは、一軍・一県・一鎮の軍事長官であり、諸軍を統轄する総帥あるいは節度使の衙前において軍務を統轄する上級軍将であるとし、特に帰義軍においては、「節度都頭・知衙前虞候」、「節度都頭・撰石城鎮遏使」、「都頭・知軍資庫官」、「都頭・知内宅務」等の例に見られるように、外遣内任の軍将・文僚などに都頭の名を冠しており、これは節度使との「親従」関係と節度使による腹心への威圧を意味していると特徴があるとする。その結果、都頭は一般的な呼称と加官的な性質から、宋代になって正式な軍職名となったと理解する。

ここで両者の見解について私見を述べてみたい。まず前者の張氏の見解であるが、胡三省のそれを出るものではない。後者の鄭・馮両氏の見解では、敦煌文書を駆使して緻密な分析をされているが、少々疑問が残る。それは、都頭が一般的な呼称であるといわれるが、敦煌文書に見られる史料には「都頭」と記されるのみで、これが一般的な呼称であるのか、正式な軍職名であるのかが史料から判断できないこと、提示されている史料には都頭が既に正式官職名化されている北宋のものが多く、これをもとに唐末五代期の都頭について言及されることに少々問題があること、都頭の名を冠していることから、節度使のとの人的関係を論じることには論理の飛躍が感じられること等である。

以上、筆者の問題意識と従来の研究成果を踏まえつつ自説を展開したい。

一 唐代における都頭

まず初めに唐代における都頭が史料の中でどのような意味で使われているのかを、両唐書・両五代史・『冊府元龜』・『資治通鑑』等の基本史料の比較を通して時代順に分析・検討してみることにする。

(一) 都頭 都知兵馬使

都頭という文字が最初に史料に現れるのが、『資治通鑑』卷二百四十一・唐紀五十七・憲宗・元和十四年(八一九)二月の条である。それによると、

〔平盧節度使〕⁽⁸⁾李師道、官軍の侵逼するを聞き、民を發して鄆州の城塹を治め、守備を修め、役、婦人に及ぶ。民益ます懼れ且つ怨む。都知兵馬使劉悟は正臣の孫なり。師道、之をして兵万余人を將いて陽穀に屯し、以て官軍を拒ましむ。悟、務めて寬惠を為し、士卒をして人人自ら便にせしむ。軍中、号して劉父と曰う。……又、師道に謂う者有りて、曰く、「劉悟、終に患いを為さん。早く之を除くに如かず」と。丙辰、師道、潜かに二使を遣わし、帖を齎(もたら)し、行營兵馬副使張暹に授けしめ、悟の首を斬りて之を獻ぜしめ、暹を勅して権りに行營を領せしむ。時に悟、方に高丘に抛り、幕を張りて置酒し、營を去ること二三里。二使、營に至り、密かに帖を以て暹に授く。暹素より悟と善し。陽りて使者と謀りて曰く、「悟、使府より還り、頗る備えを為す。忽忽にすべからず、暹請う、先ず往きて之に白して云わん、『司空、使いを遣わして將士を存問し、兼ねて賜物有り。請う、都頭、速かに帰り、同じく伝語を受けよ』と。此の如くせば、則ち彼、疑わず。乃ち凶るべきなり」と。使者、之を然りとす。暹、帖を懷にして走りて悟に詣り、人を屏(しりぞ)けて之に示す。悟、潜かに人を遣わして先ず二使を執らえて之を殺す。

時已に暮に向(なん)なんとす。悟、轡を按じて徐行し、營に還りて帳下に坐し、兵を嚴にして自衛す。諸將を召し、色を厲(はげ)しくして之に謂いて曰く、「悟、公等と死亡を顧みず、以て官軍に抗す。誠に司空に負く無し。今、司空、讒言を信じ、来たりて悟の首を取らんとす。悟、死せば、諸公、其の次ならん。且つ天子の誅せんと欲する所の者は、独り司空一人のみ。今、軍勢、日び蹙(ちぢ)まる。吾が曹、何為れぞ之に隨いて族滅せん。諸公と旗を巻き甲を束ね、還りて鄆州に入り、天子の命を奉行せんと欲す。豈に徒に危亡を免るのみならんや。富貴をも凶

るべきなり。諸公、以て何如と為す」と。兵馬使趙垂棘、衆首に立ち、良久しくして対えて曰く、「事果たして済らんや否や」と。悟、声に応じて罵りて曰く、「汝、司空と謀を合わすや」と。立ちどころに之を斬る。偏（あまね）く其の次に問う。遲疑して未だ言わざる者有れば、悉く之を斬り、并せて軍中の素より衆の悪む所と為る者を斬る。凡そ三十余、帳前に尸す。余、皆股栗して、曰く、「惟だ都頭の命のまません。願わくは死を尽くさん」と。

とある。この記事の内容は、官軍に攻められた平盧節度使李師道が、部下であった都知兵馬使劉悟の消極的な態度を疑い、使者二名を行営兵馬副使張暹のもとへ派遣し、劉悟殺害を命じようとして、失敗した顛末を示したものである。この史料には都頭ということばが二箇所見られる。最初は、張暹が使者との会話の中で、劉悟のことを「都頭」と呼んでいるものである。このことから都頭が都知兵馬使を指していることがわかる。またこの「都頭」の文字に胡三省が「軍中、都將を称して都頭と為す」という註を施している。胡三省が何を根拠にこのような註を施したかという疑問が湧いてくる。この点に関しては、もう一箇所の「都頭」が応えを与えてくれる。すなわち上記に引用した史料の後半部分——劉悟が李師道に謀反を決意した経緯が記された箇所に書かれた「惟だ都頭の命のまません。願わくは死を尽くさん」という兵士たちの会話である。この箇所に関して、『旧唐書』卷一百六十一・列伝第一百一十一・劉悟の条では次のように記している。

元和末、憲宗、既に淮西平らぐ。詔を下して「李」師道を誅せしむ。師道、「淄青都知兵馬使劉」悟を遣わし、兵を將いて魏博軍を拒がしめ、而も数しば悟に戦いを促す。悟、未だ進む及ばず。……都虞候、即時に先に還り、悟、之を劫かして其の実を得。乃ち諸將を召して與に謀りて曰く、「魏博の田弘正、兵、強し。出でて戦わば、必ず敗る。出でざれば、則ち死なり。今、天子の誅する所の者、司空一人のみ。悟、公等と皆駆迫する所と為り、其の死に就かしむ。其の来使を殺し、戈を整えて以て鄆を取り、大功を立て、危亡を転じて富貴を為すは何如」と。衆、咸曰く、「善し。唯だ都將の命ずる所のみ」と。悟、是に於いて立ちどころに其の使を斬りて、兵を以て鄆を取り、其の内城

を囲み、兼ねて火を以て其の門を攻む。

『資治通鑑』では「都頭」と記されてる箇所がこの史料では「都將」と書かれており、また都將が淄青都知兵馬使を指していることも確認できる。このことから都頭は都將とも表現されていたことが分かる。こうした史料の表現の中から、胡三省は註を施したのではなからうか。

以上のことから、都頭とは、節度使の地位につぐ都知兵馬使を示す呼称であることが確認できる。

(二) 都頭Ⅱ行營招討使

本節から第四節までは、都頭が都知兵馬使の意味以外の軍職名で使用されてる例について分析・検討を加えることにする。

咸通九年（八六八）十一月に唐朝は龐勛の乱鎮圧のために討伐軍を組織した。右金吾大將軍康承訓を総司令官として徐州行營都招討使に、神武大將軍王晏權を徐州北面行營招討使に、羽林將軍戴可師を徐州南面行營招討使に任命した。⁽⁹⁾ この中の戴可師が、翌十二月に、

戴可師、兵三万を將い、淮を渡り、転戦して前む。賊、盡く淮南の守りを棄つ。可師、先ず淮口を奪い、後に泗州を救わんと欲す。壬申、都梁城を囲む。城中の賊、少く、城上に拜して曰く、「方に都頭の與（ため）に出で降らんことを議す」と。可師、之が為めに退くこと五里。賊、夜、遁れ、明旦、惟だ空城のみ（『資治通鑑』卷二百五十一・唐紀六十七・懿宗の条）

とあるように、兵三万を率いて淮水を渡り、転戦して、都梁城を囲んだ際に、城中の賊兵が「都頭（戴可師を指す）のために投降を議論したい」と提案したために、それを信用して城から軍を五里遠ざけ、まんまとだまされたのである。この

記事から考えられることは、徐州南面行営招討使であった戴可師を「都頭」と呼称していたことである。すなわち都頭とは行営招討使を示す呼称と考えられる。

(三) 都頭Ⅱ都虞候

『資治通鑑』卷二百五十三・唐紀六十九・僖宗・乾符六年（八七九）二月辛未の条に見られる都頭の史料は次のようなものである。

河東軍、静楽に至る。士卒、乱を作し、孔目官石裕等を殺す。壬申、「河東節度・代北行営招討使」崔季康、逃れて晋陽に帰る。甲戌、都頭張鍇・郭肫、行営の兵を帥いて東陽門を攻め、府に入りて、季康を殺す。辛巳、陝虢觀察使高潯を以て昭義節度使と為し、邠寧節度使李侃を以て河東節度使と為す。

この記事は、河東藩鎮内で発生した軍乱に関するものである。管下の静楽県で軍の反乱が起こったが、その收拾もせず治所の晋陽に逃げ帰った節度使崔季康を都頭の張鍇らが行営の兵を率いて使府を攻めて崔季康を殺した事件である。これと同じ記事が『旧唐書』卷十九下・僖宗本紀にも見られる。それによると、

乾符六年春正月辛卯朔、河東節度使崔季康、静楽県より余衆を収合して軍を廻す。軍、乱れ、孔目官石裕を殺す。季康、衆に委ねて遁げて行営に帰る。衙將張鍇・郭肫、其の衆を率いて太原に帰るや、兵士、鼓譟して、東陽門を攻め、使衙に入る。季康父子、皆害せらる。……

十一月、制して、銀青光祿大夫・檢校右散騎常侍・河東行軍司馬・鴈門代北制置等使・石嶺鎮北兵馬・代北軍等使・上柱国康伝圭を、檢校工部尚書、兼太原尹、北都留守、河東節度使となす。時に伝圭、已に兵を率いて代州に在り。是の月、行営より赴任す。両都虞候張鍇・郭肫、烏城駅に迎えて、並びに之を殺す。軍中、震悚す。

とある。この『旧唐書』の記事には『資治通鑑』のそれと違って、後日談が記されている。すなわち同年十一月に唐朝が任命した新任の節度使康伝圭を都虞候張鎰ら拒否して殺害している記事が加えられている。この史料を見てみると、張鎰らの軍の地位を示すことばが「衙将」と「都虞候」二通りあることがわかる。一つは、節度使の使府を守る武将一般を意味する「衙将」と、もう一つは、使府内の正式な軍職名を示す「都虞候」である。したがって張鎰らの正式な軍職名は「都虞候」ということが考えられる。以上のことから、先に示した都頭は都虞候という軍職名を指すものと思われる。

(四) 都頭＝軍使

『新五代史』卷一・梁本紀第一・太祖上に、

唐の宦者劉季述、乱を作し、天子、東宮に幽せらる。天復元年（九〇一）正月、護駕都頭孫德昭、季述を誅し、天子、復位す。

と書かれている。この記事は、護駕都頭孫德昭が、昭宗を幽閉した宦官劉季述を誅殺して、昭宗を復位させた内容になっている。この記事と同じ内容を示すものに、『旧唐書』卷二十上・昭宗本紀の光化三年（九〇〇）の条と『資治通鑑』卷二百六十二・唐紀七十八・昭宗・同年の条がある。『新五代史』に記された「護駕都頭」がこの二つの史料の中でどのように表現されているか、ここに紹介して検討してみることにする。『旧唐書』では、

「光化三年」十二月乙卯朔、癸未の夜、護駕塩州都將孫德昭・周承誨・董彦弼、兵を以て劉季述・王仲先を攻めて、仲先を殺し、其の首を攜げて東宮門に詣き、呼びて曰く、「逆賊王仲先、已に首を斬りて訖（や）む。請う、陛下、宮を出でて兵士を慰諭せよ」と。宮人、鎗を破り、帝、皇后と方めて出づるを得。

と記されており、孫德昭が護駕塩州都將であったことが分かる。

次に『資治通鑑』であるが、それには、

「光化三年十二月」、太子、位に即きて累旬、藩鎮の牋表、多く至らず。王仲先、性、苛察にして、素より左右軍に積弊多きを知る。中尉と為るに及び、軍中の錢穀を鉤校し、隠没して姦を為す者を得、痛く之を捶ち、急に負う所を徴す。将士、頗る安ぜず。塩州雄毅軍使孫德昭有り、左神策指揮使と為る。劉季述の廢立せしより、常に憤惋して平かならず。崔胤、之を聞き、判官石戩を遣わして之と遊ばしむ。德昭、酒酣なる毎に必ず泣く。戩、其の誠を知り、乃ち密かに胤の意を以て之に説きて曰く、「上皇の幽閉せられしより、中外の大臣より行間の士卒に至るまで、孰か切齒せざらんや。今、反する者は独り季述・仲先のみ、公、誠に能く此の二人を誅し、上皇を迎えて位に復せば、則ち富貴、一時に窮め、忠義、千古に流れん。苟くも狐疑して決せずんば、則ち功、他人の手に落ちん」と。德昭、謝して曰く、「德昭は小校なり。国家の大事、安んぞ敢えて之を専らにせんや。苟くも相公、命有らば、敢えて死を愛まざ」と。戩、以て胤に白す。胤、衣帯を割き、手書して以て之を授く。德昭、復た右軍清遠都将董彦弼・周承誨と結び、除夜を以て兵を安福門外に伏して以て之を俟つを謀る。

天復元年春正月乙酉朔、王仲先、入朝し、安福門に至る。孫德昭、擒にして之を斬る。馳せて少陽院に詣り、門を叩きて呼びて曰く、「逆賊、已に誅せり。請う、陛下、出でて将士を勞え」と。何后、信ぜずして曰く、「果たして爾らば、其の首を以て来たれ」と。德昭、其首を献ず。上、乃ち后と扉を毀りて出づ。

とある。この記事から、孫德昭の地位が塩州雄毅軍使から左神策軍指揮使に移っていることが分かる。

このように、孫德昭の地位が護駕都頭、護駕塩州都將、塩州雄毅軍使と各史料ごとに異なつて表現されている。この表現の違いをどう理解したらよいのか。まず護駕都頭と護駕塩州都將に関しては容易に理解できる。先にも述べたように、都頭は都將とも呼ばれることを考えれば、護駕都頭は「護駕塩州都頭」と読み換えることが可能となる。したがって三つ

のうち、前者の二つは同じ軍職を示すものと考えられる。となると、もう一つの塩州雄毅軍使に関しては、前者の二つの軍職と表現を異にするが、同じ内容を示すものであると思われる。またこの軍職名は一般的な総称表現である都頭・都將とは違って、具体的な軍職名を指しているものと思われる。以上のことから、都頭は雄毅軍使を指すと考えられる。

(五) 都頭Ⅱ都將

『旧唐書』卷十八上・武宗本紀・会昌三年（八四三）十二月の条に、次のような都頭の史料が見られる。

会昌三年十二月、「河東都知兵馬使⁽¹⁰⁾・榆社行營都將王逢、奏すらく、兵少なし。師を濟うを乞わん、と。太原軍二千人に詔して之に赴かしむ。初め、「前河東節度使⁽¹¹⁾」劉沔、迴鶻を破り、三千人を留めて横水を戍す。是に至りて、「河東節度使⁽¹²⁾」李石、太原の兵無きを以て、横水の戍卒一千五百人を抽きて、以て王逢に赴かしむ。是月二十八日、横水軍、太原に至り、出軍の優給を請う。旧例、一軍毎に絹二疋なり。時に劉沔、交代するの後、軍庫、絹無し。石、己の絹を以て之を益し、方に人ごとに一疋を給するを可とし、便ち上路を催さんとす。軍人、歳、將に除せんとするを以て、歳を過ぐるを候たんと欲す。期、既に速くす。軍情、悦ばず。都頭楊弁、士卒の流怨に乗じて、之を激まして乱を為す。

この記事は、会昌三年十二月に河東都知兵馬使であった王逢が節度使李石の命を受けて榆社行營都將として澤潞藩鎮を討伐するために榆社に進軍したが、李石に兵力不足を訴え増員を要求し、それに対して李石が太原にも兵がなかったために、回鶻防衛のため駐屯していた横水の戍卒一千五百人を援軍に赴かせようとした際に横水軍に起こった軍乱に関して書かれたものである。横水軍の軍乱の動機は二点あった。横水軍が十二月二十八日に太原にもどり李石に出動手当を要求したが、李石が当時河東の財政も逼迫しており兵に払う金がなかったためにポケット・マネーから規定より少なく軍に支払ったこ

と、横水軍が大晦日であったために年明けに出動しようと考えていたところすぐに出動の命令が下ったことに対する不満がその動機であった。この叛乱を指揮したが都頭の楊弁であった。

この後、楊弁は、

時に王師、方に澤潞を討たんとす。三年十二月、太原の横水の戍兵、移りて榆社を戍るに困りて、乃ち戈を倒（さか）か）さまにして太原城に入りて、節度使李石を逐い、其の都将楊弁を推して留後と為す（『旧唐書』卷一百七十四・列伝第一百二十四・李徳裕の条）

とあるように、不満の兵を率いて太原城に侵入し、節度使李石を追放して留後となったのである。

この二つの史料で確認できることは、前者のそれには横水軍の指揮官である楊弁が「都頭」と表現されていること、同じ『旧唐書』でありながら後者のそれには「都将」となっていること、また前者のそれには「行営都将」と「都頭」という表現が書き分けられていることである。以上のことから都頭は都将という意味で使われていることが分かるが、しかしながら行営都将と都頭という表現が同時に見られることに関しては何如に理解すればよいのか疑問が残る。このように書き分けられているということはそれぞれ別々のものを意味するようにも思われるが、しかし『旧唐書』では都頭という表現も都将という表現もはっきり区別して使用しているとは考えがたい。したがってともに同じ意味を持つ表現であると解釈できるのではなからうか。またここで使われている都頭とは都将と同様に、正式な軍職名ではなく、おそらく軍の指揮官ぐらいの一般的な総称であったのではないかと思われる。

都頭が都将を意味する用例としてもう一例あげることができる。それは龐勛の乱に関する記述の箇所である。『旧唐書』卷十九上・懿宗本紀に

咸通九年（八六八）七月戊戌、……。其の月、徐州、桂林に戍卒五百人を赴かしむ。官健許佶・趙可立、其の将王仲

甫を殺し、糧料判官龐勛を以て都頭と為す。湘潭・衡山両県を剽掠し、衆千人を有す。擅ままに本鎮に還る。

とある。これによると、桂林に派遣された徐州の戍卒五百人の中の官健許佶・趙可立が中心になって司令官の王仲甫を殺して糧料判官であった龐勛を擁立して都頭に祭り上げたという。これと同じ内容の記事が、『旧唐書』卷一百七十七・列伝第一百二十七・崔慎由伝・從兄能の子彦曾の条にある。それによると、

子彦曾、幹局有り。大中末、三郡の刺史を歴す。咸通初め、累りに太僕卿に遷す。七年、檢校左散騎常侍・徐州刺史・御史大夫もて武寧軍節度使に充つ。……是より先、六年、南蛮、五管を寇し、交趾を陥とす。徐州節度使孟球に詔して二千人を召募して援に赴き、八百人を分かちて桂州を戍らしむ。旧は三年して一たび代わる。是に至りて戍卒、代わるを求むるも、尹戡、軍帑の匱乏なるを以て、以て兵を發すること難く、且つ旧戍を一年留む。其の戍卒の家人、書を桂林に飛ばす。戍卒、怒りて、牙官許佶・趙可立・王幼誠・劉景・傅寂・張実・王弘立・孟敬文・姚周等都頭王仲甫を殺し、糧料判官龐勛を立てて都將と為す。羣伍、監軍院に突入し、兵甲を取る。乃ち湘潭・衡山両県を剽して、其の丁壯を虜にす。……

とある。前者の史料と異なる点は、王仲甫が「其將」の箇所が「都頭」になっている点と、龐勛が「都頭」ではなくて「都將」に擁立されたことになっている点である。ここでも先の横水軍の軍乱と同じように同一史料の中で都頭と都將とが使い分けられている。

この龐勛関係の史料も、先の横水軍のそれと同様に、都頭は都將と同じ意味あいで使用され、使い分けられているこの二つのことばも同じ意味を示すものと思われる。

本節で確認できることは、都頭とは都將と同じ意味で使われ、正式な軍職名を示すものではないという点である。

本章では以下のことが理解できる。すなわち都頭とは、藩鎮管下の都知兵馬使、行営管下の行営招討使、禁軍管下の軍使、藩鎮管下及び軍の指揮官としての都将などを示す一般的な総称であると考ええる。

二 唐末における都頭

本章では、第一章で述べてきた都頭とは史料の表れ方の異なる都頭について言及することにする。ここでは唐末における都頭―忠武八都と神策新軍五十四都の都頭について述べる。

(一) 忠武八都の都頭

忠武八都については、『新五代史』卷六十三・前蜀世家第三・王建伝に詳しい。それには、

黄巢、長安を陥とし、僖宗、蜀に在り。忠武軍將鹿晏弘、兵八千を以て楊復光に属して賊を討ち、巢、敗走す。復光、其の兵を以て八都と為し、都、千人を將う。建、晏弘と皆一都頭と為る。復光、死するや、晏弘、八都を率いて西のかた僖宗を蜀に迎えんとし、過ぐる所剽略し、行きて興元に至りて、節度使牛叢を逐い、自ら留後と為る。僖宗、即ち晏弘を以て節度使と為し、晏弘、建等八都頭を以て皆属州の刺史を領せしむ。已にして晏弘、衆を擁して東歸し、陳・許を陥とし、建、晋暉・韓建・張造・李師泰等と各おの一都を率いて、西のかた蜀に奔る。僖宗、之を得て大いに喜び、随駕五都と号し、以て十軍觀軍容使田令孜に属せしむ。令孜、建等を以て養子と為す。僖宗、長安に還るや、建と晋暉等をして神策軍を率いて宿衛せしむ。

とある。すなわち忠武八都は天下兵馬都監（『冊府元龜』卷六百六十九・内臣部・恣横の条）であった宦官楊復光の指揮

下にあつて、黄巢の乱鎮圧に武勇をはせた軍隊であつた。忠武軍の兵力は八千を有し、その兵力を八つの都に分け、一都が千人編制となつていた。その一都の指揮官が都頭であつた。中和三年（八八三）六月に楊復光が河中でなくなると（『旧唐書』卷十九下・僖宗本紀第十九下）、中心的人物であつた都頭鹿晏弘は王建・晋暉・韓建・張造・李師泰等とともに八都を率いて僖宗のいる蜀へ向かつた。その途中、略奪行為を行いながら興元府に至り、山南西道節度使牛勣を追放して、鹿晏弘は自ら留後となつて山南西道を占拠した。そこで僖宗は鹿晏弘を節度使に任命した。節度使となつた鹿晏弘は王建ら八都頭を管下の州刺史に配置した。しかし、その後鹿晏弘は、

俄かにして晏弘、正に節旄を授けんとするや、部下の己を謀るを恐れ、多く忍虐を行う。是繇り部衆離心す（『旧五代史』卷一百三十六・僭偽列伝第三・王建的条）

と記されているように、王建らと袂を分かち、忠武軍をめざし、王建等五人は僖宗の居る蜀を向かい、そこで随駕五都を編制したのである。

以上が忠武八都の顛末である。すなわち忠武軍を八つの都に分けたものを「忠武八都」といい、都とは軍隊の一編制単位であり、一都千人で構成され、その指揮官が都頭であつたことが分かる。もう一つここで確認できることは、都が軍と同じ編制単位を示すのではなく、軍の下位にある編制単位であること、軍―都であることである。しかしこの史料からは都頭が正式な軍職名であるのか、指揮官一般を指すのかどうか判断できない。

（二） 神策新軍五十四都の都頭

以前、都將の論文の中で神策新軍五十四都の都頭について触れたことがある⁽¹³⁾。そこでは神策新軍の都將とは、一都千人を率いる、一部隊の指揮官であり、一階級を示し、また都頭、軍使、都指揮使とも呼ばれたと述べた。この結論につい

て再検討するつもりで、本節を設けた次第である。

以前にも述べたが、神策五十四都に関する史料は、『旧唐書』・『册府元龜』・『唐会要』の系統と、『資治通鑑』・『新唐書』の系統の二つに分類できる。⁽¹⁴⁾

(a) 光啓元年四月乙卯朔、開府儀同三司・右金吾衛上將軍・左街功德使・齊国公田令孜を以て左右神策十軍使と為す。時に蜀中に護駕してより、令孜、新軍五十四都を招募す。都ごとに千人。左右神策各おの二十七都、分ちて五軍と為し、令孜、其の権を総領す。(『旧唐書』卷十九下・本紀第十九下・僖宗)

田令孜、諸司小使より諸鎮を監して兵を用う。累りに左神策軍中尉に遷せらる。僖宗、蜀に幸するや、令孜を以て觀軍容制置・左右神策護駕十軍等使と為す。時に蜀中に護駕してより、令孜、新軍五十四都を招募す。都ごとに千人。左右神策各おの二十七都、分ちて五軍と為し、令孜、其の権を総領す。(『册府元龜』卷六百六十七・内臣部・将兵の条)

光啓元年四月、右金吾衛將軍・齊国公田令孜を以て左右神策軍使と為す。時に蜀中に護駕してより、令孜、新軍五十四都を招募す。都毎に千人。左右神策各おの二十七都、分ちて五軍と為し、令孜、之を総領す。(『唐会要』卷七十二・京城諸軍の条)

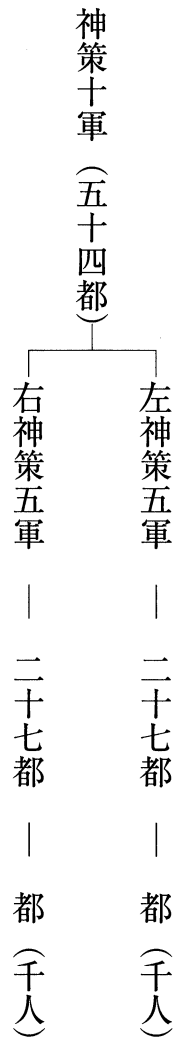
(b) 初め、田令孜、蜀に在り、新軍五十四都を募り、都毎に千人、分ちて兩神策に隸し、十軍と為し、以て之を総ぶ。(『資治通鑑』卷二百五十六・僖宗・光啓元年閏月の条)

唐五代期における都頭について

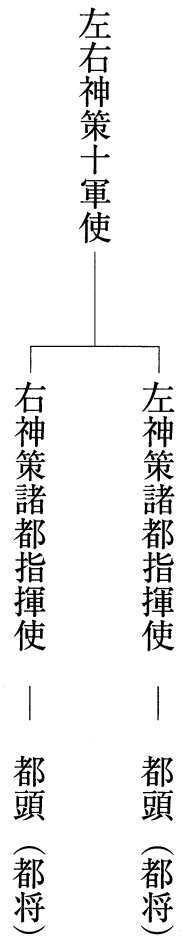
僖宗、蜀に幸するに及び、田令孜、神策新軍を募りて五十四都と為し、離かちて十軍と為す。令孜、自ら左右神策十軍兼十二衛觀軍容使と為る。左右神策大將軍を以て左右神策諸都指揮使と為し、諸都又た領するに都將を以てす。亦「都頭」と曰う。〔『新唐書』卷五十・志第四十・兵志の条〕

別に神策新軍を募りて、千人を以て都と為し、凡そ五十四都なり。左右に分かちて十軍と為して、之を総ぶ。〔『新唐書』卷二百八・列伝第・田令孜の条〕

これらの史料から、先の都將の論文で、神策新軍五十四都とは、僖宗に随行した宦官田令孜が光啓元年四月に新軍を募集・編制された軍隊であり、田令孜自らがその長官である左右神策（護駕）十軍使となっていたと述べた。⁽¹⁵⁾ またこの禁軍の編制を左記の組織図を表した。



次に『新唐書』兵志のみに見られる左右神策諸都指揮使の件であるが、この軍職は左右神策十軍使の下位に位置づけられて、左右二名設けられ、複数の都將（都頭）を指揮するものであると考えた。この指揮命令系統を図にすると以下の通りである。



以上紹介した史料以外に神策新軍に関して触れている史料があるかという点、直接示す史料はない。しかし元の胡三省が『資治通鑑』に記載されている都名に註を加えていることから知ることができるのみである。胡氏に基づいて関係史料から神策新軍の都名・軍職名・人名・出典を示して表を作成してみると、以下の通りである。

時期	軍職名	人名	出典
光啓元年	保鑾都將	李鋌	新五代史四〇
	扈蹕都頭	李茂貞	
	天威都頭	楊守立	
光啓二年六月	扈蹕都將	楊守亮	旧唐書一九下
	保鑾都將	李鋌	
光啓三年正月	保鑾都將	李鋌	旧唐書一九下

唐五代期における都頭について

唐五代期における都頭について

扈蹕都頭 李茂貞

扈蹕都頭 楊守宗

保鑾都將 陳珮

光啓三年正月 扈蹕都頭 李茂貞 資治通鑑二五六

扈蹕都頭 楊守宗

光啓三年五月 扈蹕都頭 楊守宗 旧唐書一九下

光啓三年六月 天威都頭 楊守立 旧唐書一九下

扈駕(蹕?) 都將李茂貞 資治通鑑二五七

龍紀元年十一月 天威軍使 楊守立 資治通鑑二五八

天武都頭 李順節(楊守立)

大順初 天武都頭 李順節 旧唐書一七九

新唐書一六三

册府元龜三一七

大順二年十月

天威軍使

李順節

旧唐書二〇上

永安都頭

安權

大順二年十月

天威都將

李順節

資治通鑑二五八

永安都頭

權安

大順二年十二月

天威都將

李順節

資治通鑑二五八

天威・捧日・登封三都

景福元年三月

左神策勇勝三都指揮使

資治通鑑二五九

楊子実

子遷

子釗

景福二年三月

捧日都頭

陳珮

旧唐書二〇上

扈蹕都頭

曹誠

册府元龜一七八

耀德都頭

李鋌

資治通鑑二五九

唐五代期における都頭について

唐五代期における都頭について

宣威都頭 孫惟晟

景福二年四月 左神策軍天威都軍使

唐補紀

胡弘立(李順節) (通鑑考異)

乾寧二年七月

捧日都頭

李筠

旧唐書二〇上

扈蹕都頭

李君実

乾寧二年七月

捧日都頭

李筠

資治通鑑二六〇

護(扈?)蹕都頭 李居(君?)実

乾寧二年

捧日都頭

李筠

新唐書五〇

扈蹕都頭

李君実

光化三年

右軍清遠都將

董彦弼

資治通鑑二六二

右記の表から、神策新軍の都名は、五十四都の内、保鑾都、扈蹕都、天威都、扈駕都、天武都、永安都、捧日都、登封都、勇勝都、耀徳都、宣威都、護蹕都、清遠都の十三都が確認できる。しかしこの内、扈駕都、護蹕都二都は胡三省が指摘しているように⁽¹⁶⁾扈蹕都の誤りであると思われる。したがってこの二都を除いて、十一都のみ確認できる。またこの十一都の

内の天威都、勇勝都が左神策軍に、清遠都が右神策軍に所属していたことが分かる。また都は神策新軍五十四都それぞれ固有の称号をもっていたことも確認できる。

このほかにこの表から読み取れる神策新軍の特徴としては、光啓元年から三年までの間、保鑾都將の職についているのが李鋌と陳珮の二名、扈蹕都頭の職についているのが李茂貞と楊守宗の二名であること、李鋌が保鑾都將から耀徳都頭へと、陳珮が保鑾都將から捧日都頭へと、李順節が天威都頭から天武都頭へ、また天威都將へと歴任していることが分かる。同じ都に同時に二名の都頭が就任しているのはどのように理解してよいのか、現在のところ不明である。この事実を踏まえれば、都には二名の都頭が任命されていたということか。

本題である神策新軍五十四都の都頭の解釈について述べることにする。右記の表を見てもわかるように、神策新軍の都の指揮官の名称としては、都頭、都將、軍使、都指揮使とさまざまである。しかし史料には都頭の表現が多く使われていること、『新唐書』兵志に都將あるいは都頭の上官として左右神策十軍使、左右神策諸都指揮使が記されていることおよび先の論文で述べたように、都將は一般的な総称として使われることが多いことなどから考えて、軍の司令官が都指揮使、都の司令官が都頭であり、その都頭が正式の軍職名であったと考えられる。

以上のことから、推測の域を出ないが、忠武八都及び神策新軍五十四都の都頭とは、都_{II}兵千人を率いる指揮官を意味する正式な軍職名ではないかと思われる。おそらくは都頭は総称ではなく、五代期の都頭に先駆けて、軍職名として使用された、最初の例ではないかと思われる。またこの時期に軍と都との編制単位もはっきり区別されていたと考えられる。

三 五代期の都頭

前章までは唐代における都頭について述べてきたが、本章では、五代期における都頭が史料にどのようなあらわれか、時代順に明らかにしていきたい。

この都頭についても既に以前論じたことがある。⁽¹⁸⁾そこでは、都頭とは、下級の將校と理解した。すなわち五代後半期の禁軍及び諸軍の中での階級序列は都指揮使、指揮使、副指揮使、都頭、副兵馬使と表すことができ、都頭は上から四番目に位置する下級の統率者であるとした。こうした点を踏まえて改めて論じてみたい。

(一) 後梁期

本節では、後梁期における都頭について述べることにする。後梁期には一例見られるのみである。それには、

乾化元年（九一一）十二月、延州節度使高万興、軍を邠州界蒿子谷韋家寨に領して、寧・慶兩州賊軍約二千余人を殺戮し、並びに都頭・指揮使を生け擒り、及び馬・器甲を奪う等の事を奏す。其の入奏の軍將をして宣召せしめ、内殿に赴き、対を賜い、銀器・綵物を以て之に錫（たま）う。宰臣及び文武官、各おの奉じて賀を表す。（『旧五代史』卷六・梁書六・太祖紀第六）（『冊府元龜』卷四百三十五・將帥部・獻捷の条）

とあり、延州節度使高万興の上奏の中に、寧・慶兩州の賊軍を破って、その都頭・指揮使を生け捕りにしたことが述べられている。この史料からは、軍隊での上下関係は分からないが、少なくとも都頭と指揮使の軍職名が確認できる。

(二) 後唐期

本節では後唐期における都頭について触れることにする。まず後唐・明宗・長興三年（九三二）に都頭の地位を示す史料が見られる。『冊府元龜』卷八十一・帝王部・慶賜三の条に、

〔後唐・明宗〕長興三年八月戊申、受冊尊号す。庚戌、馮道を以て玉冊文を撰し、李愚、宝を書し、劉昫、冊を書す。各おの絹二百疋・銀器百両を賜う。秦王從榮・延光・延寿、各おの絹五百疋・銀器百両・金帶一・銀鞍馬一を賜う。宣徽使馮贇・孟漢瓊、絹三百疋・銀器百両・鞍轡馬一匹、客省使宋敬瑄・枢密直学士李崧絹百疋・蓋盃一、侍衛指揮使康義誠已下三人、六軍統軍李從昶已下六人、各おの錢二十千を賜い、諸軍都指揮使、人各おの十五千、諸軍指揮使、人各おの十千、副指揮使、人各おの七千、都頭、人各おの五千、副兵馬使、人各おの四千、親直・捧聖等散指揮使・嚴衛軍將等、人各おの三千、龍武・神武・羽林六軍の馬歩兵士、人各おの二千、雜作諸軍の將士、人各おの一千たり。徽号赦後の恩賞なり。又た侍衛都將康義誠に絹二百疋・馬一匹を賜い、馬步都將安彦威・張從賓、各おの絹百疋・馬一匹、捧聖・嚴衛都將宋洪賓・皇甫遇、絹各おの百疋たり

とあるように、恩賞順によつて後唐の軍隊における都頭の地位が確認できる。すなわち諸軍都指揮使、諸軍指揮使、副指揮使、都頭、副兵馬使という軍での上下関係が分かるのである。これによつて都頭の階級序列は指揮使・副指揮使の下位に位置し、副兵馬使の上位ということになる。

二番目は同書卷八十一・帝王部・慶賜三の条、末帝・清泰元年（九三四）四月の記事であるが、それには、

末帝・清泰元年四月、即位大赦す……。是月、禁軍・鳳翔城下の帰明の將較に詔して賞給す。龍武都指揮使安審琦・羽林都指揮使馬方・楊思權・嚴衛都指揮使尹暉、各おの二馬一駝・錢七十貫、諸軍指揮・副指揮使、一馬一駝・錢四十貫、軍使・都頭、一馬・錢三十貫、諸軍軍使・副兵馬使より長行・契丹に至るは、直錢三万、軍頭・十將より軍人

に至るは、各おの十貫、其の元在京城守管及び新招軍都人廂軍十将より官健に至るは、各おの十貫たり。とあり、これも恩賞順によつて、都頭の軍隊での地位を確認できる。すなわち都指揮使、諸軍指揮使・副指揮使、軍使・都頭、諸軍軍使・副兵馬使・長行、軍頭・十将、軍人の順に、不十分ではあるが、上下関係が分かる。しかし前の史料には見られなかった軍使の地位を指揮使、副指揮使、都頭、副兵馬使との関連でどのように位置づけるかが問題となつてくる。まず指揮使と軍使との序列に関しては、『資治通鑑』卷二百七十四・後唐紀三・明宗・天成元年（九二六）二月の条によつて確認できる。それには、

天成元年二月甲辰夜、従馬直軍士王温等五人軍使を殺し、乱を作さんと謀る。擒えて之を斬る。従馬直指揮使郭從謙、本、優人なり。優名は郭門高。帝、梁と得勝に相拒ぎ、勇士を募りて挑戦す。從謙、募に応じ、俘斬して還る。是に由りて益ます寵有り。帝、諸軍の驍勇なる者を選びて親軍と為し、分かちて四指揮を置き、従馬直と号す。從謙、軍使より功を積みて指揮使に至る。

とあり、従馬直指揮使郭從謙が後梁との戦いで兵に応募し、手柄を立てて、その後従馬直軍を編制する際に選ばれて転出し、軍使から功を積んで指揮使となつたことが分かる。これによつて軍使は序列の上で指揮使の下位に位置したことが確認できる。

次に軍使と都頭との序列関係であるが、それに関しては、『宋史』卷一百八十七・志第一百四十四・兵一・禁軍の条に応えがあるように思う。それには、

其の禁軍将校、則ち殿前司都指揮使、副都指揮使、都虞候各おの一人有り。諸班に都虞候、指揮使、都知、副都知、押班有り。御龍諸直に四直都虞候有り。本直に各おの都虞候、指揮使、副指揮使、都頭、副都頭、十将、将虞候有り。馬歩軍に捧日・天武左右四廂都指揮使有り。捧日・天武左右に各おの都指揮使有り。軍毎に都指揮使、都虞候有り。

指揮毎に指揮使、副指揮使有り。都毎に軍使（歩軍、之を都頭と謂う）、副兵馬使（歩軍、之を副都頭と謂う）、十將、將虞候、承局、押官有り。

とあり、軍の統率者は都指揮使と都虞候、指揮の統率者は指揮使と副指揮使、都の統率者は馬軍の場合は軍使と副兵馬使、歩軍の場合は都頭と副都頭であったことが分かる。これによって先の軍使と都頭の地位関係を整理してみると、『宋史』兵志によって軍使と都頭が同等であることが分かり、その序列は諸軍指揮使、副指揮使、都頭（＝軍使）、副兵馬使となり、都頭の軍隊での序列は指揮使、副指揮使の下位に位置し、副兵馬使の上位に位置することになる。この序列は長興三年に示されたそれとほぼ同じということになる。しかし『宋史』兵志に見られような馬軍と歩軍とで指揮官の呼び名が異なるかどうかは現在のところ不明である。

三番目は『冊府元龜』卷六十六・帝王部・發号令の条（『全唐文』卷一百一十三・禁約軍將詔）を紹介することにする。それによると、

「後唐・末帝・清泰元年」十一月壬子、侍御「衛」¹⁹馬軍都指揮使安從進奏すらく、「護聖軍使王彥瑋、先の西南面行營たりしとき、至る所の州府、錢物を索むるを乞い、酒を待みて訛言抵忤す。本指揮使趙廷昭、之を詰めて罪に伏し、已に本軍門に斬る」と。詔して曰く、「夫れ將に命じて兵を行う所以、兵を聚めて乱を遏める所以は、必ず上下理有りて、進退違ふ無きに在り。入れば則ち法を畏れて以て身を謹み、出づれば則ち功を図りて命を效す。法を畏るれば、必ず罪戾無く、功を凶れば則ち寵恩有り。此を以て之を言えは、慎まざるべからず。王彥瑋、方めて任使に期するや、輒りに敢えて恃憑す。既に都將以て上言し、軍法に在りて恕し難し。況んや環衛に属し、并せて藩方に在るをや。上は偏裨に至り、下は行伍に及ぶまで、皆是れ久しく訓練を経、備に條章を曉せ。官爵、甚だ高く、衣糧、極めて厚ければ、必ず能く共に整戢を思い、自ら保全に務む。是れ宜しく特に規程を挙げ、偏く曉諭を加えて、責令遵守し、務

めて轅營を肅すべし。今後、在京及び諸道の馬歩將士、上は都尉に至り、下は長行に及ぶまで、竝な須べからく各おの職資に抛りて、共に礼体を存し、遙いに相鈴轄して、指揮を遵稟すべし。如し條章を紊乱せば、下は上に従わずして、指使前却し、酒をして訛言せしむ。其の長行の犯す者は、本都副兵馬使已下節級に委ねて罰を科し、其の副兵馬使・節級の犯す者は、本都頭に委ねて罰を科し、其の都頭の犯す者は、若し事の出でざる時無ければ、罪を録して申奏せよ。若し軍を出だして指使するの時ならば、便ち随處の統將に委ねて罰を科せ。其れ或は犯す所の人、自ら罪愆を負うも、首領の刑責に伏さざれば、便即ち奏聞せよ。指揮使・都頭已下の如きは、但だ顔情に務め、兇輩を蔵庇して、自ら負累を招くも、必ず恕容せざれ。内外諸軍に頒下して知悉せよ」と。

と記されている。この史料は、侍衛馬軍都指揮使安從進の上奏に対して發布された「禁約軍將詔」である。この記述の中に「其の副兵馬使・節級の犯す者は、本都頭に委ねて罰を科し」とあることから、都頭の階級序列は副兵馬使の上位であり、また「指揮使・都頭已下の如きは」と書かれていることから、指揮使の下位に位置していたと考えられる。

四番目の史料は、『旧五代史』卷四十八・唐書二十四・末帝紀下の清泰三年（九三六）の条である。それによると、末帝・清泰三年秋七月、「天雄軍四面招討使范延光」又奏すらく、「右捧聖第二軍都虞候」張令昭の同惡・捧聖指揮使米全以下諸指揮使・都頭凡十三人を獲、并せて府門に磔す」と。

とある。この事件は、鄴都に屯駐していた禁軍の右捧聖第二軍都虞候張令昭が天雄軍節度使劉延皓を追放して叛乱を起したものである。この捧聖軍の階級序列でも、都頭が指揮使の下位に位置していたことが分かる。

五番目の史料として、『五代会要』卷十二・馬の条をあげることができる。この史料には、

清泰三年十月、勅すらく、「諸道の州府県鎮の賓佐より、録事參軍・都押衙・教練使已上に至るまで、各おの馬一匹を留めて乗騎す。郷村の士庶の馬有る者に及びては、形勢を問う無く、馬の牝牡を以てせずして、盡く皆抄借せよ。

但し衣甲に勝うるは、並な印記を仰ぎ、人を差して管押送納せしむ。其の小弱病患なる者は印して退字し、本道、収管せよ。節度・防禦・団練等使、刺史、自己の馬を除くの外、便に因りて影占するを得ず。管軍の都將、出軍及び隨駕を除くの外、逐処に屯駐されし者、都指揮使、旧に馬を有すれば、留五匹を留むるを許す。小指揮使は兩匹、都頭は一匹なり。其の余は凡そ五匹のうち兩匹を取り、十匹のうち五匹を取れ。更に多く有する者は、並な此の例に依りて抽取せよ。在京の文武百官、主軍將校・内諸司使已下、隨駕の職員、旧に馬を有する者、隨意に任令^{まか}せて進納し、人の私馬を影占するを得ず。各おの諸道に下し、此に准れ」と。

と書かれている。この歳に天下の將吏及び民間の馬を徵發する詔（『資治通鑑』卷二百八十・後晉紀一・高祖天福元年冬十月の条）が出されているが、右の史料はその具体的な内容の一部を示したものであると考えられる。この詔文に記されている屯駐禁軍の階級序列を、都指揮使、小指揮使、都頭の順で読みとることができる。このことにより、都頭の序列は小指揮使の下位に位置することが分かる。この小指揮使は、今まで紹介してきた史料から推測して、おそらくは副指揮使を指すものと思われる。

六番目の史料として、『新五代史』卷十五・唐明宗家人伝第三・明宗子の条をあげることができる。それには、
「秦王」從榮、大いに元帥府に宴す。諸將、皆頒給有り。控鶴・奉聖・嚴衛指揮使、人ごとに馬一匹・絹十匹、其の諸軍指揮使、人ごとに絹十匹、都頭已下、七匹より三匹に至る。

とあり、これは秦王從榮が元帥府で宴会を催したおりに諸將に褒美を分け与えた記事である。これによって禁軍以外の諸軍内で指揮使と都頭との間に上下関係があったことが分かる。

以上、後唐期における都頭は正式な軍職名であって、禁軍及び諸軍の中での階級序列は都指揮使、指揮使、副指揮使の

下位に位置づけられ、副兵馬使の上位に位置づけられる下級の將校であったことが分かる。また都頭と軍使の序列関係については『宋史』兵志の条によって一応同じものと理解したが、しかしこの点に関しては今後の研究の進展を見なければならぬ。ではこうした軍職が軍の編制とどのように連動しているかを見てみたい。

後唐の軍編制に関しては、次の史料を見るのみである。『旧五代史』卷四十三・唐書十九・明宗紀第九の長興三年の条と『五代会要』卷十二・京城諸軍の条にそれぞれ、

後唐長興三年三月丁未、神捷・神威・雄武・広捷已下の指揮を以て改めて左右羽林軍と為し、四十指揮を置く。十指揮毎に立てて一軍と為し、軍に都指揮使一人を置く。

後唐長興三年三月、勅すらく衛軍の神威・雄威・及び魏府の広捷已下の指揮を、宜しく改めて左右羽林と為し、四十指揮を置き、十指揮毎に立てて一軍と為し、一軍毎に都指揮使一人を置き、兼ねて分けて左右廂と為せ、と。

とあり、長興三年三月に禁軍の神捷・神威・雄武と魏府の広捷已下の指揮を左右羽林軍に改め、四十の指揮を配置し、十の指揮を一軍として四軍を編制し、一軍の指揮官として都指揮使を置いたことが記されている。この史料と『宋史』兵志の史料を踏まえて、後唐の軍の構成を再現してみると、軍の統率者は都指揮使、指揮の統率者は指揮使、副指揮使、都の統率者は都頭であったと思われる。

(三) 後晋・後漢期

本節では後晋・後漢期における都頭について述べることにする。都頭に関する史料は二例のみである。まず『冊府元龜』卷一百六十六・帝王部・招懷四の条である。それによると、

〔後晋・高祖・天福〕七年（九四二）正月、鎮州の安重栄の偽署深州刺史李從楨・指揮使張仁希並びに都頭・十將・

長行、共に九十七人、先に帰降し、闕に到りて見え、衣物を賜うに差有り。

とあり、この史料は、成徳軍節度使安重栄が前年の十二月に高祖に対して反旗を翻したが、その安重栄の部下が後晋側に投降し、褒美を賜った記事である。ここから読み取れることは、指揮使、都頭、十将、長行の順に軍職名が列んでいることから、都頭が指揮使の上位に位置し、十将の下位に位置している点である。

後漢期の史料としては『旧五代史』卷九十九・漢書一・高祖紀上・天福十二年の条をあげることができる。それには、天福十二年二月庚午、陝府屯駐の奉国指揮使趙暉・侯章、都頭王晏、契丹監軍及び「保義節度」⁽²⁰⁾副使劉愿を殺して、暉、自ら留後と称す。

とあり、陝州に屯駐して保義軍の指揮下にあった奉国指揮使趙暉・侯章と都頭王晏が保義節度副使劉愿と契丹監軍を殺害して契丹に反旗を翻し、その結果暉が自ら留後となった記事である。しかしここに登場する人物の肩書に関して、『資治通鑑』卷二百八十六・後漢紀一・高祖・天福十二年二月の条では、王晏が都頭、趙暉が指揮使、侯章が都頭と書かれており、前の史料とは侯章の肩書が異なる。したがって禁軍である奉国軍の組織に指揮使と都頭という序列があったことを示すのか、従来から述べてきたように、都頭＝指揮使であることを示すのか、いずれであるのか判断できない史料である。五代期において、このように判断ができない史料は他に多くあるものと思われる。

少なくとも後晋期における都頭に関しては指揮使の下位に位置する軍職であることと、前節第二番目の史料にあらわれた都頭より下位の軍職が十将・長行であることが確認できる。

(四) 後周期

本節では、後周期の都頭について論ずることにする。まず初めに『冊府元龜』卷一百二十六・帝王部・納降の条の記事

を紹介することにする。それによると、

周の太祖、初め漢の枢密使と為る。乾佑二年の奉命を以て、李守貞を討つ。五月九日、賊の河西水砦主周光遜、砦及び將校・兵士一千一百三十二を以て来降す。賊の南面都監王仁岳之下十六人、指揮使石公進・草賊都頭・悪長官聶知遇・王三鐵之下十六人、副兵馬使・軍頭・十將・長行、共に一千四十七人の賊、城内を火き、船に乗りて投来す。都頭劉瓊・安建武之下三十七人、並な来奔す。十日、太祖、騎部を率いて、降將周光遜等兵士三千人を領して、長連城に入りて以て徇う。尋いで賊の職員八人、来奔する有り。其の夜、又、賊將胡進超已下三百余人、帰す。

とあるように、後漢の枢密使であった後周の太祖が乾祐二年（九四九）に隱帝の命を受けて河中節度使李守貞を討伐し、李守貞の指揮下にあった軍が投降してきた記事である。これによれば、賊軍の指揮系統は南面都監、指揮使、草賊都頭、副兵馬使、軍頭、十將、長行の順に書かれている。これから考えられることは、草賊都頭は指揮使の下位に位置し、副兵馬使の上位にあることが分かる。

二番目の史料として、『冊府元龜』卷二百六十七・帝王部・招懷五の条の記事を紹介することにする。それには、
「後周・太祖・広順二年」二月甲辰、先に獲し淮南指揮使燕敬權・都頭趙筠・官健呉進・羅義等四人を以て、放ちて本土に帰す。……………」

と記されているように、広順二年（九五二）二月に後周の太祖が捕虜となっていた南唐の指揮使、都頭、官健を本国に送還したというものである。これによっても都頭の序列が指揮使の下位にあったことが分かる。

三番目の史料として、『冊府元龜』卷二百三十五・帝王部・愍征役の条の記事をあげることができる。それには、

周太祖・広順二年五月、慕容彦超を兗州に平らぐ。詔して諸軍の將士等、王事に歿する者有らば、各おの第を等しくして孝繒を給し、仍お本人の半分の衣糧を以て本家に一年給與し、親子有る者、官中、並びに與に収録安排し、軍

使・都頭より已上、皆、贈官を與えよ

と記されており、これは、後周が秦寧軍節度使慕容彦超⁽²¹⁾を討伐した際に戦死した将士に対して贈官するための詔——「平兗州大赦文」(『全唐文』卷一百三十四)の一部である。これには都頭が軍使より下位に書かれている。また同じ様な史料が同書卷九十六・帝王部・赦宥十五の条に見られる。それには、

顯徳元年正月丙子、親ら円丘を祀る。礼、畢り、樓に御し、肆赦して曰く、「……。開創より已来、諸軍の將較、王事に死せし者、軍使・都頭已上は、並びに與に追贈し、已に追贈せし者は、更に追贈せよ。……。」と。

とあり、国に殉じた諸軍の將校に対して追贈を行う旨を記したものである。これにも都頭よりも上位に軍使が書かれている。しかしこうした表現が、軍使と都頭の上下関係を示すものか、一つのグループを示すものかどうかは、決め手に欠く。ただ後唐期の所で述べたように『宋史』兵志に記された軍使と都頭との関係を考えてみると、グループピングされたものと考えた方が妥当であるようにも思われる。

以上、後周期の史料に見られる都頭に関しては、都頭は指揮使の下位に位置し、副兵馬使の上位に位置することが分かる。都頭と軍使との階級序列については、一応『宋史』兵志に記された同じ地位を示すものと考えておく。

本章では、五代期の都頭について述べてきたが、以下のようにまとめることができる。都頭は五代期には正式な軍職名となっており、禁軍及び諸軍の中での階級序列は都指揮使、指揮使、副指揮使の下位に位置づけられ、副兵馬使の上位に位置づけられる下級の將校であった。また都頭と軍使の序列関係については『宋史』兵志の条によって一応同列と理解する。しかしこの点に関しては今後の研究の進展を見なければならぬ。

次に五代期の軍の編制に関しては、後唐の軍編制をもとに、『宋史』兵志の軍編制を参考にして、従来から設けられていた軍と都の間に指揮という編制単位を設けて、軍の再編をしたものと考え。すなわち後唐期の軍隊は、軍—指揮—都に再編制されたのである。⁽²²⁾

ここで軍職と編制単位を重ねて軍の構成を再現してみると、軍の統率者は都指揮使、指揮の統率者は指揮使、副指揮使、都の統率者は都頭であったものと思われる。しかし五代期における軍の編制に関する論証にも問題点がないわけではない。それは、五代期の基本史料には「都」という編制単位に関する記述が見当たらないことである。つまり唐末の神策新軍と『宋史』兵志に「都」という編制単位が見られるものの、五代期は空白となっている。一応、こうした問題点は今後の研究課題としたい。

このように、五代に入って、指揮という編制単位が設けられた結果、都頭の上位に都指揮使が軍の長官、指揮使が指揮の長官として位置づけられると、唐末の禁軍に設けられた都頭よりも、相対的に都頭の軍隊内での地位の低下が生じたものと思われる。また唐代では軍の司令官に位置していた兵馬使にも同様な現象が起こったものではないかと推測する。

おわりに

唐五代における都頭については両唐書・両五代史・『冊府元龜』・『資治通鑑』等の基本史料を比較分析した結果、以下のように結論づけることができる。唐中期から後半期では、少なくとも都頭は禁軍・藩鎮・行営管下の都知兵馬使、行営招討使、都虞候、軍使、および都將などを示す一般的な総称として史料の上で使用されていた。しかし先の論文で述べた都將のように、その使われ方にはっきりした時期的変化は——都知兵馬使から都指揮使を指すようになったというような

明確な変化は見られない。それは、(三) 後晋・後漢期の節で示した奉国指揮使趙暉らの記事に見られるように、ここに示される都頭が一般的な総称なのか、正式な軍職名なのかを判断するのがむずかしくなったこともあるが、最も大きな要因は、都頭がとくに唐末五代期になって正式な軍職名として使用されるようになったからではなからうか。すなわち都頭が正式な軍職名として使用された最初の例が、唐末の忠武八都・神策新軍五十四都の指揮官としての都頭ではなかったかと考える。

五代に入ってから、とくに都頭は正式な軍職名を意味した。五代期における禁軍・諸軍で軍と都が区別され、その間に指揮という編制単位が設けられ、都指揮使、指揮使、副指揮使、都頭、副兵馬使というような軍隊内における階級序列が成立すると、いいかえるならば、都の指揮官である都頭の上に都指揮使が軍の長官として、指揮使が指揮の司令官として位置づけられると、五代期の都頭は、唐末の禁軍に設けられた都頭よりも、相対的に都頭の軍隊内における地位の低下が生じたものと思われる。また兵馬使にも同様な事態が起こったものではないかと推測する。このように、都頭における地位の低下がはつきり確認できるのは後唐期になってからである。それ以前の後梁期では「指揮」の編制単位に関する史料は確認できるが、⁽²⁴⁾ 都指揮使と都頭との序列に関する史料は今のところ確認していない。したがって現時点ではこうした後唐期における軍制の再編が何らかの形で宋の軍制へと受け継がれていったのではないかと考えている。

今後の研究課題としては、以上のような研究を積み重ねつつ、唐の軍制から宋の軍制へにつなぐ、過渡的な時期にある五代の軍制の実態を一つ一つ明らかにしていき、唐宋期における軍制史の歴史的特質に一步でも近づくことである。

最後に鄭・馮両氏の見解について私見を述べておく。まず帰義軍における外遣内任の軍将・文僚などに都頭の名を冠している点に関しては、正史などの基本史料と文書史料という史料の性質の違いから、正史などの史料からは確認できなかった。むしろ五代期における正式な軍職としての都頭は外遣内任の官僚が都頭の名を冠するほどの地位ではなく、下級

の將校であつたと理解する。それにしても外遣内任の軍將・文僚などが「節度都頭」の名を冠していたという事実をいかにすべきかが問題として残ろう。しかし、これに関しては、渡辺孝氏が唐・五代の藩鎮における押衛について言及した論文が一つのヒントを与えてくれる。⁽²⁵⁾それによると、押衛とは、藩鎮軍内における地位・位階を示す名目的肩書であるとする。この指摘から推測できることは、「節度都頭」も押衛と同じような性格をもっていたのではないかということである。つまり帰義軍において軍將・文僚は節度都頭という位階をもち、かつ本務を示す実職を帯びていたと考えられるのではないか。

もう一つ、都頭は一般的な呼称と加官的な性質から、宋代になって正式な軍職名となつたとする見解に関しては、既に述べたように、都頭が正式な軍職名になつたのは唐末五代の時期であると思われるが、階級序列をはつきり示している後唐期の史料から考えて、少なくとも後唐期には既に正式な官職名になっていたと考える。

このように考えてくると、都頭には二系統の歴史の歩みがあり、宋代への軍制につながる都頭と、帰義軍の節度都頭とは別々に考えた方が合理的なようにも思われる。この点に関しては今後の研究の進展を待ちたい。

註

- (1) 拙著「唐五代の都將に関する覚書」(上)(中)(下)、『名古屋大学文学部研究論集』一一三 一九九二、『鹿児島大学法文学部紀要人文学科論集』三六、三七 一九九二 一九九三
- (2) 前掲(上) 一〜二頁参照。胡三省は『資治通鑑』の註の中で都將の解釈について、
 - ① 都將は都知兵馬使なり(卷二百二十三・広徳二年春正月)。
 - ② 諸部の軍を統ぶる者、之を都將と謂う(卷二百三十九・元和十年二月)。
 - ③ 軍中、都將を称して都頭と為す(卷二百四十一・元和十四年二月)。
 - ④ 都將の聽事は都知兵馬使の聽事なり(卷二百四十一・元和十五年冬十月)。

⑤唐の中世、諸軍の総帥を以て都頭と為す。その後に至りては、一部の軍、之を一都と謂い、其の部帥、呼びて都頭と為す（卷二百五十四・中和二年冬十月）。

と記している。

(3) 前掲(上) 二二頁参照。

(4) 前掲(下) 参照。

(5) 本稿は、「三 都將と都頭」(拙稿「唐五代の都將に関する覚書」(下)の論旨の不備を補正するものである。

(6) 張国剛著『唐代政治制度研究論集』(臺灣・文津出版社 一九九四) 一五七〜一七四頁参照。

(7) 鄭炳林主編『敦煌帰義軍史專題研究』(中国・蘭州大学出版社 一九九七) 七一〜九三頁参照。

(8) 李師道は、元和元年(八〇六)から、部下の劉悟に殺される同年十四年まで平盧節度使であった(吳廷燮撰『唐方鎮年表』卷三・平盧の条)。

(9) 羽林將軍戴可師が徐州南面行營招討使に任命された記事は、『資治通鑑』卷二百五十一・唐紀六十七・咸通九年(八六八)十一月の条にある。

(10) 榆社行營都將王逢が河東都知兵馬使であったことは、『資治通鑑』卷二百四十七・唐紀六十三・会昌三年十二月の条に記されている。

(11) 劉沔は、会昌二年(八四二)二月から翌年十月まで河東節度使の任にあった(吳廷燮撰『唐方鎮年表』卷四・河東の条)。

(12) 李石は、前任者の劉沔と交代し、会昌三年(八四三)十月から横水軍の乱によって太原を追放される翌年正月まで河東節度使の任にあった(吳廷燮撰『唐方鎮年表』卷四・河東の条)。

(13) 前掲(中) 参照。

(14) 前掲(中) 一〇〜一一頁参照。

(15) 前掲(中) 参照。

(16) 『資治通鑑』卷二百六十・昭宗乾寧二年七月の条の「護蹕都頭李居実」に、胡三省が「護蹕都亦神策五十四都之一、或曰即扈蹕都」と註を付けている。

(17) 前掲(上) 参照。

- (18) 前掲(下) 参照。
- (19) 『冊府元龜』では、安重進の役職が「侍御馬軍都指揮使」となっているが、『旧五代史』卷四十六・唐書・二十二・末帝本紀上の清泰元年五月甲寅の条に「以侍衛馬軍都指揮使・順化節度使安重進為河陽節度使、典軍如故」とあることから、「侍御」の「御」は「衛」の誤りと考える。
- (20) 劉愿に関する記事は、『資治通鑑』卷二百八十六・後漢紀一・高祖の条の「天福十二年二月、契丹以其將劉愿為保義軍節度副使、陝人苦其暴虐」に拠った。
- (21) 慕容彦超が泰寧軍節度使であったのは、後漢乾祐三年(九五〇)～後周広順二年(九五二)までである(朱玉龍編著『五代十国方鎮年表』中国・中華書局 一九九七)。
- (22) 五代期の「指揮」に関しては、曾我部静雄氏が、「軍隊の編成単位として生まれた都が、次第に単なる軍隊の称号へと変化して行ったので、軍隊の編成上においては、別に新たな編成単位を設けなければならなくなった。この要求に応じて生まれたのが、指揮と称する編成単位である。」(同著「第七章 唐宋の軍隊の編成名、都と指揮について」『宋代政経史の研究』吉川弘文館 一九七四)と指摘されているが、筆者は、本論に示したように、都という編成単位が消滅したのではなく、軍と都という軍編制で存続し、そこに新たに指揮という編成単位を加えて再編成したものと考える。
- (23) 五代期の史料に上級將校を示す一般的な総称として「都校」という表現が多く出てくること自体が都頭が何を意味するのかを見極めるのがむずかしくなったことを物語っているのではなからうか(拙稿「唐末五代における都校について」『名古屋大学東洋史研究報告』二一 一九九七)。
- (24) 後梁期における指揮に関する史料としては、「乾化二年(九一二)二月壬戌、帝將巡按北境、中外戒嚴。……己巳、晨發衛州、夕止淇門、内衛十將使以十指揮兵士至行在」(『旧五代史』卷七・梁書七・太祖紀第七)をあげることができる。この史料のみでは後梁期の軍の編制について云々することはできない。
- (25) 押衛に関する研究は、渡辺孝「唐・五代の藩鎮における押衛について(上)(下)」(『社会文化史学』二八、三〇 一九九一、一九九三)を参照。